

令和3年度事業報告
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

第1 方針

当財団は、犯罪なき繁栄を究極の目的とし、犯罪防止に係る諸活動を行うとともに、各国の刑事司法関係者等との交流を積極的に進めあるいは支援して、協力・協調関係の構築を図る。このため、以下の事業を計画し推進していくこととしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当初予定した多くの事業が、中止のやむなきに至った。

第2 公益目的事業

1 研修等支援事業

国連アジア極東犯罪防止研修所（以下「アジア研」という。）等の実施する国際研修の多くが令和3年度には新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止の事態に至り、令和3年度に計画した、意見交換・交流会等、次の事業は中止のやむなきに至った。

(1) 国際研修（以下のin-person研修が中止となった）

- ① 研修参加者等と当財団会員等との意見交換・交流会の開催（本部・支部）
- ② 研修参加者に研修用資材等の提供（本部）
- ③ 研修期間中の各種交流行事を支援し、国際相互理解の促進（本部・支部）

【予定されていた研修】

研修名	実施期間
第23回汚職防止刑事司法研修	2021. 9. 14～2021. 10. 13
第175回国際研修	2021. 10. 19～2021. 11. 5
第176回国際研修	2021. 11. 8～2021. 12. 8
第177回国際高官セミナー	2022. 1. 12～2022. 2. 4
日本・ネパール司法制度比較共同研究	未定

2 講演会等事業

(1) 本部主催講演会等（オンライン方式による実施を含む。）

- ① 上記汚職防止刑事司法支援研修のin-person開催中止に伴い、その客員専門家による講演会（経営法友会と共催）も中止。
- ② 刑事政策公開講演会共催 令和4年2月8日
刑事政策研究会・アジア研・当財団共催
テーマ：裁判官と受刑者の人権-ポルトガルの事例
講師：ポルトガル最高検察庁次長検事
テーマ：犯罪からの離脱
講師：英国クイーンズ大学ベルファスト校法学部教授

(2) 支部主催講演会

以下の講演会はいずれも中止となった。

【予定していた講演会】

支部名	日程	講師・テーマ
大阪支部	令和3年6月	未定
埼玉支部	令和3年7月	未定
広島支部	令和3年9月～11月	未定
名古屋支部	令和4年1月	未定
札幌支部	令和4年2月	札幌高検検事長

(3) 国際貢献カレンダーの作成及び配布

犯罪防止活動の重要性の啓発等を目的として、日本語及び他の言語併載のカレンダーを作成し、開発途上国における犯罪防止活動への支援、キャンペーングッズの提供として当該諸国の関係機関及び国内刑事司法関係機関等に無償配布した。

(4) 手帳「安全な国 日本」の頒布

内外の刑事司法等に係る統計とその簡略な説明を付記したハンディな手帳「安全な国 日本」を、日本の安全性や我が国の刑事司法機関等の理解・信頼を深め、犯罪防止活動に資するため講演会等の機会に希望者に無償又は有償で頒布した。

3 海外関係事業 (オンラインに方式による実施を含む。)

(1) フィリピン刑政財団とのセミナーの共催 (オンライン形式)

開催日 令和3年9月2日

テーマ1：行政適正化法 (いわゆるお役所仕事弊害除去策)

講師1：行政適正化庁長官

テーマ2：ビジネスにおけるサイバー犯罪防止策

講師2：国家警察サイバー犯罪防止室長

テーマ3：犯罪防止犯罪者処遇における実業界の参加

(2) タイ刑政財団とのセミナーの共催 (新型コロナが収束し、実施が可能な場合)

タイの刑事司法関係者等の専門家・実務家に講演を依頼し、同国に進出している日本企業関係者を対象に、「タイににおける望ましい企業進出の在り方」を基本テーマとして、同国におけるコンプライアンスの確立・犯罪防止に関する公開講演会形式のセミナー開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染の影響により中止となった。

(3) 他の海外協力団体とのセミナーの共催 (新型コロナが収束し、実施が可能な場合)

マレーシアの協力団体（マレーシア刑政財団）又はインドネシアの協力団体（インドネシア刑政財団）と共催し、(2)と同様のセミナーを開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染の拡大の影響により中止となった。

(4) アジ研が行う海外参加者セミナーへの支援（新型コロナが収束し、実施が可能な場合）

アジ研が開催する、開発途上国における「法の支配」と「良い統治（グッドガバナンス）」の確立に向けた「グッドガバナンスセミナー」に対し、経済的支援を行う予定だったが、アジ研での開催が不可能となり、オンライン開催となったため支援は中止された。

(5) 法務総合研究所国際協力部による刑事司法関係法整備支援研修に対する経済的支援をする予定だったが、in-person研修は中止となったため、支援は中止された。)

フィリピンの刑終了者のための社会復帰施設（モンテンルパ社会復帰センター）の運営費等の一部を、フィリピンの協力団体（フィリピン刑政財団）を通じて支援する予定であったが、諸般の事情から見送りとなった。

第3 その他の事業

東日本大震災復興支援事業

福島支部において、福島地区の避難区域の自主パトロール隊の活動費用等の経済的支援を行うこととしていたが、諸般の事情から見送りとなった。

第4 その他

なお一般法人施行規則第34条第3項に規定する事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

以上